

# 行政法

野呂 充 = 野口貴公美 = 飯島淳子 = 湊 二郎

2017年2月発売 / 298頁 / 本体2000円+税  
A5判 / 並製



編集  
担当者  
から

正直に言うと行政法が苦手でした。全体像がモヤッとしているし、用語はいちいち堅苦しいし、ちょっとわかった気になっても、行政救済法で打ちのめされるし……。結局は基礎ができていないから、積み上げてても不安定、ということのようです。

本書は、行政法の学習に本当に必要なことを、語りかけるように、順を追ってわかりやすく正確に述べる、というコンセプトで、私のような迷える初学者にも「しっかりと行政法を学んでほしい」という著者たちの熱い思いを届けるため、様々な工夫を凝らしています。

具体的には、大切なポイントに事例や図表を盛り込み、判例は重要なもののみを詳しく扱い、行政法の知識がなくても読み進められるようにキーワードを示した平易な文章とする、など行政法の基本的な知識を読者が確実に習得できるように内容を練っています。

難しくて嫌だと思っていた分野でも、わかるが増えると突然面白くなって、みなさんもそんな経験をしたことがあると思います。行政法がまだよくわからない、行政法を学びたいという人は、ぜひ本書を開いてみてください。(K)

## Point!



事例や図表で行政法の理解を助けます。

## 2 違法な公権力の行使による損害の賠償

● 国賠法1条による責任

### 1 国賠法1条による責任の性質

国賠法1条による国家賠償責任は、公務員が民法の不法行為にあたるような行為をしたときに、国が被害者に対して賠償責任を負うというものである。公務員個人ではなく、国が賠償しなければならぬのはなぜだろうか。この点については、公務員の不法行為責任を国が肩代わりするものとみる代位責任説と、私人に対する危険を伴う活動を公務員に行わせた国自身に責任が生じると解する自己責任説がある。国賠法1条が公務員の故意または過失を国賠責任の要件としていることなどから、国賠法の立法者は代位責任説を前提としていた可能性が高いが、いずれの説をとるかを明確した最高裁判例はない。どちらの説をとっても、国賠法の解釈については大きな違いが生じないと解されているが、自己責任説からは、立法論として、故意または過失の要件は不要であるという主張がされることがある。

### 2 公権力の行使とは——国賠法1条が適用される範囲

#### □ 事実例

A市の公立中学校で、クラブ活動中に生徒が熱中症となって死亡する事故が発生した。死亡した生徒の両親は、顧問の教師が適切な熱中症対策を行っていなかったためではないかと考えているが、事故の状況・原因等について納得のいく説明が得られなかった。そこで、事故の原因を解明するとともに、学校の責任を認ずるため、A市に損害賠償を求める訴えを起すとそうしている。このような場合に、国賠法、民法と国賠法以外の民法に基づいて賠償を求めることができるだろうか。また、事故でA市の公立中学校に被害された生徒が、医師の不適切な処置によって死亡した場合に、国賠法がA市に賠償を求めるときはどうだろうか。

### 【1】「公権力の行使」の範囲についての学説・判例

国賠法1条は「公権力の行使」によって生じた損害に適用される。公権力の行使という概念は、行政事件訴訟法(行訴法)において抗告訴訟の対象を定ずる概念としても用いられているが、それと同じ意味と考えてよいだろうか。国賠法の公権力の行使の範囲に関する主な学説として、狭義説と広義説がある。

狭義説は、国賠法上の公権力の行使を行訴法上の公権力の行使と同様のものと解する説である。すなわち、行政行為や行政上の強制執行のように、私人の権利義務を一方的に変動させまたは物理的な強制を加える行為(本来的意味での権力的行政作用)が国賠法上の公権力の行使にあたるとする。申請に対する不作為のような公権力の不行使の違法性を争える点も、行訴法と同様である。ただし、国賠法上の公権力の行使には、行訴法3条各項のような「行政庁」という限定がないから、国会議員や裁判官の行為も当然に国賠法の適用対象となる。狭義説は、法律の文言に忠実であり、また、戦前に国家賠償の対象とされていたような行為を国賠法1条の適用対象とするものであるから、立法趣旨にもかなうだろう。

しかし、判例の立場は狭義説ではなく広義説である。この説は、非権力的な公行政作用(ただし、国賠法2条の範囲となるものを除く)も国賠法上の公権力の行使にあたるものもある。この説によれば、DANEにおける顧問の教師の行為のような公立学校の教育活動(裁判例58・2・18民集37巻1号101頁)や、行政指導(裁判例54・2・18民集47巻2号574頁【百葉1103】、通商平成22・4・20民集234号63頁)、情報提供(裁判例54・7・10民集33巻5号481頁【百葉228】、裁判例36・4・14民集35巻3号620頁【百葉148】)といった非権力的な行為も、公権力の行使にあたることになる。なお、この説によっても、

図表 12-1 「公権力の行使」の範囲に関する学説

	国賠法上の公権力の行使 (「公権力の行使」)	非権力的公行政 作用	私法的行政
狭義説	○	×	×
広義説	○	○	×